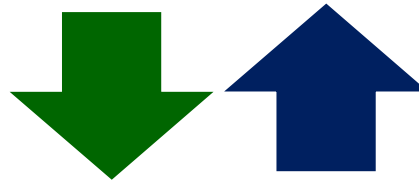


環境省 JCM設備補助事業

令和6年度予算：
令和6年度から開始する事業に対して、
3か年で約**128億円**

環境省



クレジットの発行後、日本政府に納入

初期投資費用 1 / 2 以下を補助
※事業実施国の類似技術の導入実績により50~30%を上限。
※同一国の同一技術の実績が10件以上の場合は、原則、支援対象外

JICAや政府系金融機関が支援するプロジェクトと連携した事業を含む



国際コンソーシアム (※)
(日本の民間企業等と現地企業等から構成)

※この組織の代表者となる日本法人を補助金の交付対象者とし、代表事業者と呼ぶ。これ以外の事業者を共同事業者と呼び、共同事業者には、民間事業者、国営会社、地方自治体および特別目的会社 (SPC) 等が該当。

補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器を導入する事業 (工事費、設備費、事務費等含む)

事業実施期間

最大3年間 (補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、3年以内に完工すること。)

補助対象要件、審査項目、責務等

- 費用対効果及び投資回収年数 を審査項目として確認。
- 一部の技術・国を除き原則として費用対効果 **4千円/tCO₂**
- 投資回収年数については、**3年以上**を目安。
- 代表事業者は、導入する設備の購入・設置・試運転までを行い、**温室効果ガス排出削減量のMRV (測定・報告・検証) を実施。**